

新潟県民栄誉賞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第63号**

新潟県民栄誉賞規則の一部を改正する規則

新潟県民栄誉賞規則（平成12年新潟県規則第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6条</b> （略）</p> <p><u>（欠格条項）</u></p> <p><b>第7条</b> <u>知事は、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。</u></p> <p><u>（1）罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の言渡しの効力が失われたものとされた者及び道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者を除く。</u></p> <p><u>（2）破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><b>第8条</b> （略）</p>	<p><b>第6条</b> （略）</p> <p><b>第7条</b> （略）</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。